

オーストラリア日系小売店 5都市開催！

# 徳島県産品フェア in オーストラリア 出品企業募集のご案内

この度、徳島県では、年々人口増加傾向にあり、一人当たりの平均所得が高く、また日本産食材や日本食への関心も高まり有望な消費市場としてこれから期待が高まるオーストラリアにおいて、現地5都市の小売店で徳島県産食品をPRするフェアを開催し、県内企業の同国への輸出拡大を支援いたします。

本フェアでは、現地消費者の嗜好やニーズを把握するとともに、現地販売側で関心の高い商品については継続販売の可能性があり、オーストラリアへの販路開拓を目指す事業者には是非ご活用いただきたく存じます。

つきましては、「徳島県産品フェア in オーストラリア」への出品を希望する企業を裏面のとおりに募集します。

## オーストラリア【Jun Pacific Corporation Pty.Ltd.】について

日本人駐在員を対象とした日本食小売専門店「東京マート」を1976年にシドニーで開店。1980年代、オーストラリアのマルチカルチャーの流れによって多くの日本食レストランが開店され、それに合わせるように1991年には専門卸売業として新会社Jun Pacificを設立。その後小売店の「Fuji Mart」を他州に展開し、現在は日本食レストラン・小売店・国内大手スーパーマーケットや大手アジアスーパーマーケットと取引する企業に発展。酒類・調味料・日本米・冷凍食材から陶器・台所用品等、5000種以上の商品を扱い、日本・米国・アジア諸国など多くの地域から高品質かつ安価な商材を時代のニーズに合わせて仕入れるなど、オーストラリアにおける日本食市場を常にリードし続ける。



## 出品企業募集要領

### 1. 実施スケジュール

- 募集期間： 令和5年6月23日(金)～7月18日(火)17時
- 事業説明会： 令和5年7月24日(月)14:00～16:00(予定)
- 商品決定： 令和5年8月中(予定)
- 出荷時期： 令和5年9月中(予定)
- フェア開催： 令和6年2月

裏面に続く



## 2. 実施概要

- イベント名: 徳島県産品フェア in オーストラリア
- 主催者: 徳島県、Jun Pacific Corporation Pty. Ltd.
- 開催日程: 令和6年2月(1か月間を予定)
- 開催場所: Jun Pacific社が運営する現地小売店(Tokyo Mart, Fuji Mart等)  
都市: シドニー・メルボルン・ブリスベン・ゴールドコースト・パース
- 募集出品数: 1社あたり最大2品目まで ※合計30社/60品目程度
- 対象企業: 徳島県内に住所又は事業所を有する生産者又は食品関連事業者
- 対象商品:
  - ・常温及び冷凍販売が可能な県産食品、賞味期限1年以上  
＜有望商品＞冷凍商品(菓子等)、グルテンフリー商品 等
  - ・オーストラリアにおける輸入規制・検疫条件を満たしており、輸出可能な商品 であること。  
※オーストラリアは検疫条件が厳しく、生鮮品は米以外は輸出できません。  
また、加工食品も使用原材料によっては輸出できない場合があります。  
(動物性油脂を含む食品は輸出できない等)
  - ※参考「日本からの輸出に関する制度(JETROホームページ)」  
<https://www.jetro.go.jp/world/oceania/au/foods/exportguide.html>
- 選考と結果: ・現地バイヤー(Jun Pacific社)が採択商品を決定する。  
※決定後、PR素材用データ等のご提供について、ご協力をお願いいたします。  
・参加事業者及び出品物の決定後、申込者に対し結果を連絡する。
- 参加に係る費用: サンプル代、サンプル発送費及び国内指定倉庫までの輸送費等  
※現地渡航の必要はありませんが、任意で実施される場合の経費は自己負担となります。
- 申込要件:
  - ・海外販路開拓セミナー(7/24開催)への参加必須。
  - ・選考に際し、バイヤーの要望がある場合は事前に指定都市(又は5都市)にEMSにて商品サンプルを送付可能であること。
  - ・プロモーションにあたり、卸売価格を20%オフにて提供可能であること。
- 輸入者: Jun Pacific Corporation Pty. Ltd.

## 3. 取引条件

- 仕入形態: 買取仕入 ※商社が指定する国内指定倉庫に商品を納入することとする。
- 売価設定: 双方協議にて設定

## 4. 注意事項

- ・参加申込書等に記載された内容について変更がある場合は、書面にて変更内容の報告が必要となる。
- ・バイヤー、県及び運営事務局において、次の損失及び損害については一切の責任を負わない。
  - ①商品等に生じた盗難、損失、破損等、あらゆる要因から生ずる損失及び損害
  - ②バイヤー、県及び運営事務局の責めに帰すことができない事由によってプロモーションが中止・中断された場合、これにより参加事業者が生じた損害
  - ③出品物等の知的財産に係るトラブルが発生した場合の損害(参加事業者は必要に応じ、自己の責任の下、事前に知的財産権の保護対策を行うものとする。)
- ・参加申込書及び商品情報シートの記載内容については、当事業の実施に当たり、県及び運営事務局、バイヤー間でのみ共有し、他の目的には使用しない。
- ・この募集案内に定めのない事案が発生した場合には、関係者間で協議を行い、対応を決定することとする。

## 5. 申込について

- 申込締切: **令和5年7月18日(火) 17:00必着**
- 申込書類: 「参加申込書」と「商品情報シート」を、下記お問合せ先メールアドレスへご提出ください。

### ■お申し込み・お問い合わせ先■

徳島県商工労働観光部 商工政策課 海外戦略担当 担当者: 片矢  
TEL: 088-621-2320 Email: [syoukouseisakuka@pref.tokushima.jp](mailto:syoukouseisakuka@pref.tokushima.jp)